

# 個人情報保護法の改正とマンション管理組合がやるべきこと。

1

－改正のポイントを理解し、管理組合が取り組むべきことについて早めに対応しておきましょう！－

平成27年9月改正個人情報保護法が成立 平成29年5月30日より施行

## はじめに... 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定

### 個人情報保護法の目的

#### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

# 個人情報とは ①

3

【改正前】

第二条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

※生存する個人を識別できる情報であれば、日本人以外の外国人の個人情報も含まれることに留意。

【改正後】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

## 二 個人識別符号が含まれるもの

➡ 個人情報に該当する情報をより詳細に明記、また「個人識別符号」が設けられた。

# 個人情報とは②

4

## ○改正法の内容

個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「**個人識別符号**」の定義を設けた。

「**個人識別符号**」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

⇒**DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋**

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

⇒**公的な番号**

**旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、  
各種保険証等**

※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も現行法と同様に個人情報に該当する。

→ **時代の変化に合わせて、より保護対象が明確化された。**

# 改正個人情報保護法のポイント①

5

## ●改正のポイント●

### 1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

### 2. 個人情報の定義の明確化

①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。

②要配慮個人情報※（本人の人種、信条、病歴、犯罪の経歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

#### ※「要配慮個人情報」とは

○身体障害・知的障害・精神的障害があること 健康診断その他の検査の結果 保健指導、診療・調剤情報 本人を被疑者又は被告人として逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと e t c...

### 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。 ➡ いわゆる、「ビッグデータ」の活用に関する規定を新設

# 改正個人情報保護法のポイント②

## 4. いわゆる名簿屋対策

- ① 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ② 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする。

## 5. その他

- ★① 取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。**

管理組合にとっては重要な改正部分となる。



管理組合も個人情報保護法が適用される事業者となる。したがって、改正のポイントを理解し、現状の管理組合における個人情報の取得方法、その他、個人情報の管理方法を検証し、法が定める義務について、やるべきことに取り組む必要が生じる。

# 改正個人情報保護法のポイント③

※参考

7

## 5. その他

### ② 個人情報保護法の改正に伴うオプトアウト手続に係る個人情報保護委員会への届出について

オプトアウト手続により個人データを第三者提供しようとする者は、オプトアウト手続を行っていること等を個人情報保護委員会へ届け出ることが必要。いわゆる名簿業者による個人データの不正流通対策となるもの。

届け出をした内容はインターネット等の方法により、公表しなければならない。また、個人情報保護委員会においても届出に係る事項を公表する。

#### ◆ オプトアウト手続とは（法第23条第2項）

第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、以下の項目について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することができること。

- ・ 個人データを第三者に提供する旨
- ・ 提供する個人データの項目
- ・ 提供方法
- ・ 本人の求めに応じて提供を停止する旨
- ・ 本人の求めを受け付ける方法

# 改正個人情報保護法のポイント④

※参考

## 5. その他

### ③外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、次のいずれかに該当する必要がある。

- ・外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ・外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。
- ・外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。



# 管理組合がやっておくべきこと①

9

## ① 個人情報を取得・利用する時のルール

⇒ 個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること  
(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。) 第18条

## ② 個人情報を保管する時のルール

⇒ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること 第20条 (安全管理措置)

- ・ 紙の組合員名簿等は鍵のかかる保管庫等で保管する。
- ・ パソコン上の組合員名簿等にはパスワードを設定する。
- ・ 組合員名簿等を管理するパソコンにはウィルス対策ソフトを入れる。
- ・ 必要がなくなったときは消去するよう努める。

など。

## ③ 個人情報を他人に渡す時のルール

第23条 (第三者提供の制限)

⇒ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

## ④ 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

第28条、第29条、第30条

⇒ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

# 管理組合がやっておくべきこと②

10

## ⑤ 組合員名簿等の管理方法に留意、使用する書面、細則等の整備

- ・ 「組合員名簿の取扱いに関する細則」などの制定。ルール化した管理
- ・ 書面（Webなど、電磁的記録を含む）で個人情報を取得することとなる名簿等の書面には、利用目的を明示しておく。

第18条第2項

### 〈記載内容の例〉

- ◇ 当マンション管理組合は、届出により取得した個人情報は以下の目的で利用し、届出者の承諾なしに第三者に開示することはありません。
    - ・ 理事会議事録の送付や総会招集の案内、議事録の送付、その他管理組合の連絡
    - ・ 災害等の緊急時の連絡
    - ・ その他、管理組合が、法令・規約に基づいて行う業務
- 但し、次の場合は除きます。
- ・ ご本人の同意がある場合
  - ・ 警察からの要請など、官公署からの要請の場合
  - ・ 法律の適用を受ける場合 “

## ⑥ 防犯カメラの運用管理の方法について留意する。細則等の整備

- ・ 「防犯カメラ運用細則」など、一定のルールを設け、映像を視聴する場合など、定められたルールに基づいて管理をおこなうことを徹底する。

# まとめ（及びチェック事項）①

- ★どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定する。（特定できているか？）
- ★特定した目的は公表しておく。あらかじめ公表していない場合には、本人に通知、又は公表する。
- ★取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する（特定した利用目的だけの利用になっているか？）。
- ★すでに取得した個人情報を他の目的で利用したい場合には、本人の同意を得る。
- ★個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること。
- ★取得した個人情報は情報の漏洩等が生じないように、安全に管理されているか。  
→ **鍵のかかる保管庫、パソコン上のデータの場合、パスワード、ウイルス対策ソフトの設定**
- ★委託先（管理会社）の個人情報保護に対する、必要かつ適切な監督をおこなう。

## まとめ（及びチェック事項）②

★個人情報となる組合員名簿等の管理は、ルール化（細則の整備など）できているか。  
→「利用の目的」「組合員名簿の閲覧」「第三者提供の制限」などを明確に記載してルール化

★防犯カメラが設置されている場合、運用規程等は整備されているか、運用規定等に記録映像の閲覧に関する一定のルールが定められているか。

→記録映像を閲覧する際のルール（閲覧する場合の手続き、立会人の設定、その他）  
保存データは一定の期間経過後消去（漏洩防止）されることとなっているか、などがルール化できているか確認 e t c...

管理組合においては現状の管理状況をチェックし、不備があると思われる部分は方法を検討し、対応を進めることが必要。

ご相談されたいことがあれば、どうぞお気軽にご連絡ください！

東京都台東区台東3-44-6スカイノブレ御徒町302

朝尾マンション管理士・行政書士事務所

マンション管理士・行政書士（特定行政書士） 朝尾 利彦

TEL : 03-6803-2380

Mail : asao319mg@ybb.ne.jp